|  |  |
| --- | --- |
| 該当の有無 | 有　・　無 |

**（別紙１）**  
 　　　　　　　　　　資材の再資源化等に関する事項

１．分別解体等の方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 作　　業　　内　　容 | 分別解体等の方法 |
|  | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
|  | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
|  | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |

　　（注）分別解体等の方法については、該当が無い場合は記載の必要はない。

２．解体工事に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　　（注）・解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。

　　　　　・仮設費及び運搬費は含まない。

３．再資源化等をする施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施　設　の　名　称 | 所　　在　　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．再資源化等に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　　（注）・運搬費を含む。

＜参考＞　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令

法律の対象となる建設工事

　　　　１．コンクリート

　　　　２．コンクリート及び鉄から成る建設資材

　　　　３．木材

　　　　４．アスファルト・コンクリート

　　　上記１～４までの建設資材を用いた工事で、下記の規模以上の工事については基準に従って分別（分別解体）し、再資源化することが義務付けられます。

|  |  |
| --- | --- |
| 工　事　の　種　類 | 規　模　の　基　準 |
| 建築物の解体 | 床面積合計　　　　　８０㎡以上 |
| 建築物の新築・増築 | 床面積合計　　　　５００㎡以上 |
| 建築物の修繕・模様替え（リフォーム等） | 請負代金額　　　　　１億円以上 |
| 建築物以外の物の解体・新築等（土木工事等） | 請負代金額　　　５００万円以上 |